島原半島ユネスコ世界ジオパークツアー造成支援事業実施要領

1 趣旨

島原半島ジオパーク協議会(以下「協議会」とする。)は、島原半島ユネスコ世界ジオパークを訪れるツアーの実施にかかる経費の一部を補助することにより、交流人口の拡大による地域活性化や、新たな旅行商品の造成が期待され、島原半島ユネスコ世界ジオパークの持続可能な発展を図るため、予算の範囲内において、島原半島ユネスコ世界ジオパークツアー造成補助金(以下「補助金」という。)の交付をするものとし、その交付については、島原半島ジオパーク補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 補助対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)及び旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)による第一種旅行業務又は第二種旅行業務、第三種旅行業務の登録を受けた者

3 補助対象事業

島原半島ユネスコ世界ジオパークを訪れるツアーについて、以下要件のすべてに該当しているものを補助対象事業とする。

- (1) 15 名以上が参加する団体旅行であること。
- (2) 別表に掲げるサイトを3カ所以上訪れること。
- (3) 上記(2) で訪れるサイトの案内について、必ず1カ所以上は、島原半島ジオパーク認定ジオガイドを活用すること。
- (4) 島原半島内の飲食店、宿泊施設もしくは島原半島に既存する体験プログラムを必ず 1カ所以上利用すること。
- (5) ツアーの参加者へ別に定めるアンケート調査を行い、協議会へ提出すること。
- (6) 修学旅行等の教育旅行を目的としたツアーでないこと。
- (7) この要領に基づく補助制度に類する他の補助制度を併用したツアーでないこと。

4 補助金の額等

補助金の額は、1 つのツアーにつき、参加者数に 1,000 円(島原半島内での宿泊を伴う場合は 2,000 円) を乗じて得た額とする。

協議会が定める島原半島ジオパークサポーターのいるお店(以下、「サポーター店」とする。)を利用する場合、飲食業を営むサポーター店の場合は200円、宿泊業を営むサポーター店の場合は500円を参加者数に乗じた額を追加する。

なお、1つのツアーにつき、100,000円、1補助対象者につき、年間300,000円を上限とする。また、交付決定後においても、予算の限度額に達した場合は、満額支給されない場合もある。

5 補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする者は、催行日の10日前までに、次の書類により申請を行うものとする。

- (1) 島原半島ジオパーク補助金交付申請書(要綱様式第1号)
- (2) 収支予算書(要綱別記)
- (3) ツアー実施リスト(計画)(様式別1号)

6 補助金の交付決定

島原半島ジオパーク協議会長(以下「会長」という。)は、申請書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、島原半島ジオパーク補助金交付決定通知書(要綱様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

なお、交付決定通知日より以前に実施した事業は、原則補助対象事業として認めない。

7 補助事業の変更、中止又は廃止

補助事業者は、事業内容の変更を行おうとするときは、島原半島ジオパーク補助金交付決定内容変更承認申請書(要綱様式第3号)を、事業の中止又は廃止しようとするときは、島原半島ジオパーク補助事業中止(廃止)承認申請書(要綱様式第4号)を会長に提出し、承認を得なければいけない。ただし、以下に定めるものについては、軽微な変更のため、変更申請を要しないものとする。

- (1)補助金額の減額で、当初交付決定額の2割を超えない減額
- (2) 事業の実施時期の変更(事業期間の延長を除く。)
- (3) 当初の事業目的、効果等を損なわない内容の一部の変更

8 実績報告

補助事業者は、事業完了の日から30日を経過する日までに、次の書類により実績報告を行うものとする。

- (1) 島原半島ジオパーク補助事業実績報告書(要綱様式第9号)
- (2) 収支決算書
- (3) ツアー実施リスト (実績) (様式別2号)
- (4)飲食店、宿泊施設、体験プログラム利用証明書(様式別3号)
- (5) 参加者募集媒体の写し等(広報活動による PR を行った場合のみ)
- (6) ツアー参加者アンケート (様式別 4 号)
- (7) 前各号に定めるほか、会長が必要と認めるもの

9 額の確定

会長は、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金の額を確定したときは、島原半島ジオパーク補助金額確定通知書(要綱様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

10 補助金の請求

補助金の額の確定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、島原半島ジオパーク補助金請求書(要綱様式第11号)を会長に提出しなければならない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、補助対象事業に関して必要な事項は、別に定める。